

保安管理マスター制度に係る取組について

- 国は、保安管理マスター制度の運用等を通じ、鉱業関係団体と連携・協働して保安レベル向上のための取組みを実施。
- 「露天採掘技術保安管理士」又は「鉱場技術保安管理士」の称号を付与された者については、鉱山保安法に規定する「作業監督者」に選任できる特例制度を導入。（平成28年8月1日施行）

令和7年度の取組

- 令和7年度、保安管理マスター制度による資格認定試験を全国7カ所で実施。
- 札幌で実施された法令講習について、**北海道産業保安監督部から講師を派遣し、法令講習を実施**。
（※本制度によって特例で選任されている作業監督者にあたっては、選任日以降においても、4年に1回以上の頻度で法令講習を受講することと規定している。）
- 自習用試験問題の公表
試験問題を、今後受験を予定する者の自習用として、石灰石鉱業協会、天然ガス鉱業会のホームページ上に掲載。

石灰石鉱業協会HP
<https://www.limestone.gr.jp/security/>

天然ガス鉱業会HP
<https://www.tengas.gr.jp/security/>

<保安管理マスター制度とは>

- 平成25年4月に民間4団体により構成される「鉱山保安推進協議会」は、鉱山における保安管理人材の育成を目的とした「保安管理マスター制度」を創設し資格認定試験を実施。
- 試験に合格し、かつ、法令講習を受講した者を同協議会が「露天採掘技術保安管理士」又は「鉱場技術保安管理士」として認定し称号を付与。

(参考) 令和7年度 技術保安管理士称号認定試験の概要

1. 試験・講習科目

	露天採掘	鉱場
技術試験	○	○
鉱山保安法令に関する講習	○	
鉱山保安法令に関する試験	○	○

2. 試験日時

令和7年10月24日(金) 午前11時00分～午後4時30分

3. 試験地

全国7都市:札幌、仙台、長岡、東京、名古屋、岡山、福岡

4. 願書受付

令和7年7月28日(月)から8月20日(水)まで

5. 合格基準

技術試験(露天採掘・鉱場)、法令試験ともに正解数が概ね6割以上で合格

6. 試験結果の発表

令和7年12月5日(金)